

雇用保険の受給を希望されるみなさまへ

手続きにあたってのお願い

雇用保険の求職者給付を受給するには、みなさまの住所を管轄するハローワークにおいて、ご自身で手続きを行っていただくことが必要になります。

ハローワークの開庁時間は、月曜日～金曜日の8時30分～17時15分となっています（祝日・年末年始は閉庁）。手続きには1時間程度かかりますので、**16時までにご来所ください**。なお、**お昼前後は待ち時間が長くなる可能性があります**のであらかじめご了承ください。

雇用保険の受給手続きでお持ちいただくもの (原本をご持参ください。)

1. 離職票－1 → 氏名や口座番号などを記入してください。ただし、個人番号欄は、ハローワークに来所してから、窓口でご本人様が記載してください。
2. 離職票－2 下記3の書類を必ず持参してください。
※ 離職票が届かない場合は、退職日翌日から12日目以降は仮受付可能です。
3. マイナンバーカード（マイナンバーカードをお持ちでない方は、次の①個人番号及び②身元（実在）確認書類をお持ちください。）
①個人番号確認書類（いずれか1種類）
通知カード、個人番号の記載のある住民票（住民票記載事項証明書）
②身元（実在）確認書類（(1)のうちいずれか1種類。(1)の書類をお持ちでない方は、(2)のうち異なる2種類（コピー不可））
(1)運転免許証、運転経歴証明書、官公署が発行した身分証明書・資格証明書（写真付き）など
(2)公的医療保険の被保険者証、児童扶養手当証書など
4. 写真2枚（最近の写真、正面上半身、タテ3.0cm × ヨコ2.5cm。）
1枚は離職票－2にある写真貼付欄に貼付してください。
※本手続及びこれに続き今後行う支給申請ごとにマイナンバーカードを提示する場合には顔写真を省略することが可能です。
5. 本人名義の預金通帳またはキャッシュカード
（インターネットバンク・外資系金融機関以外のもの）
6. 船員であった方は、船員保険失業保険証および船員手帳

ハローワーク福岡南 雇用保険給付課
〒816-8577 福岡県春日市春日公園3-2
TEL: 092-513-8609 部門コード: 11#

管轄区域

福岡市南区（那の川1～2丁目を除く）
春日市、大野城市、太宰府市、筑紫野市、那珂川市

他の地域にお住まいの方は、お住まいを管轄するハローワークにおいでください。